

休日在宅 当番(歯科)医

当番医/診療時間：午前9時～午後5時

当番歯科/診療時間：午前9時～正午

休日在宅当番医	電話番号	町名
菜の花クリニック	85-3690	南有馬町
伊崎医院	82-2051	西有家町
いなだ歯科	62-2901	島原市
馬場歯科医院	88-3215	南串山町
さとう内科医院	84-3103	北有馬町
小嶺整形外科クリニック	82-1755	有家町
喜多歯科医院	62-4745	島原市
広田歯科医院	88-3800	南串山町
浦上病院	85-3508	南有馬町
つねおかクリニック	82-2248	有家町
大田歯科医院	62-7407	島原市
萩尾歯科医院	74-5100	小浜町
栗原医院	87-2028	加津佐町
明島整形外科医院	72-2023	布津町
寺田歯科診療所	62-4427	島原市
小浜みやもと歯科医院	74-5678	小浜町
森医院	87-3000	加津佐町
布井内科医院	72-5111	深江町
みやざき歯科	62-7300	島原市
津田歯科医院	75-0281	小浜町
口之津病院	86-2200	口之津町
しろの医院	72-5000	深江町
大岡歯科医院	63-7616	島原市
永田歯科医院	37-2007	千々石町

※変更になる場合がありますので、必ずお電話でご確認ください。

母子保健 ※対象年齢などは別途配布している「母子保健事業のお知らせ」をご覧ください。


母子健康課 ☎73-6652

事業名	実施日	場所	受付時間
乳児相談	11日(水)	有家保健センター	2~3か月 10:00~10:15 6~7か月 13:00~13:15 10~11か月 14:30~14:45
	19日(水)	口之津保健センター	
	23日(月)	有家保健センター (深江・布津町対象者)	
1歳6か月児健診	4日(水)	有家保健センター	12:15~12:45 ※対象のお子さんには個別に案内を送付します。
	12日(水)	加津佐保健センター	
	17日(火)	有家保健センター (深江・布津町対象者)	
親子歯科健診	6日(金)	北有馬保健センター	
3歳児健診	10日(火)	有家保健センター	

※深江町・布津町の対象者について、これまで「布津保健センター」で実施していましたが、都合により当面の間、「有家保健センター」で実施しますのでご注意ください。

成人保健 健康対策課 ☎73-6643

健康相談 ~血圧・体組成測定・尿検査・塩分濃度測定など~

事業名	実施日	場所	受付時間
健康相談 ・年齢制限なし ・申し込み不要	10日(火)	加津佐保健センター	9:30~12:00  ※みそ汁の塩分濃度の測定を行います。希望者はみそ汁を50cc程度お持ちください。
	11日(水)	深江公民館	
	12日(木)	口之津保健センター	
	13日(金)	西有家保健センター	
	16日(月)	有家保健センター	
	17日(火)	北有馬保健センター	
	19日(木)	布津保健センター	
	23日(月)	原城オアシスセンター	

献血 ~献血で広がる みんなの思いやり 助け合いのこころ~

事業名	実施日	場所	受付時間
献血	6日(金)	北有馬庁舎	9:30~11:00 12:30~15:30
	17日(火)	加津佐保健センター	
	26日(木)	深江ふるさと伝承館	
	31日(火)	南有馬庁舎 口之津保健センター	

特定不妊治療費助成事業の申請期限にご注意ください

県南保健所地域保健課 ☎0957-62-3289

長崎県では、特定不妊治療(体外受精・顕微授精)にかかる費用の一部を助成しています。

- 助成額…初回30万円、2回目以降15万円(凍結胚移植などは7.5万円)、男性不妊治療は、初回30万円、2回目以降15万円上乗せ
- 対象…治療開始時の妻の年齢が42歳以下、夫婦の合計所得が730万円未満の人

※申請期限は治療終了日の属する年度末(3月31日)です。ただし、3月1日から3月31日までの間に治療が終了した場合は翌年度4月末日までです。以降は前年度に治療が終わっている分の助成はできなくなります。



~昭和37年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性の皆さんへ~ 風しんの抗体検査・予防接種はお済みですか？

健康対策課 ☎73-6643

風しんの抗体保有率が低い年代の男性に対し、令和4年3月31日までに限り、風しん抗体検査・予防接種を無料で実施しています(風しんの追加的対策)。

クーポン券を利用して、まず抗体検査を受けましょう。

昭和47年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性には、クーポン券を令和元年5月末に郵送しています。それ以外の人やクーポン券を紛失された場合は、各支所・市民サービス課で交付申請手続きをしてください。



風しん 厚生労働省 検索

4月1日から多くの人が利用する施設は原則屋内禁煙となります

健康対策課 ☎73-6643 または 県南保健所地域保健課 ☎0957-62-3289



喫煙があらゆるがんや脳卒中、心筋梗塞などの病気を引き起こすことは、広く知られるようになりましたが、たばこを吸わない人も受動喫煙により健康に悪影響があることが分かっています。

望まない受動喫煙をなくすために、健康増進法の一部が改正され、施設の類型、場所ごとに新しいルールができました。

すでに、受動喫煙による健康への影響が大きい20歳未満や患者が主な利用者となる学校や病院、行政機関の庁舎などでは、原則敷地内禁煙となっています。

4月1日からは、多くの人が利用する事業所、工場、ホテル・旅館(客室を除く)、飲食店などで、原則屋内禁煙が義務化されます。

ただし、経過措置として、右記の要件をすべて満たす飲食店は、「既存特定飲食提供施設」として飲食しながら喫煙できる区域を設けることができます。この場合、保健所への届け出が必要です。

要件

- 令和2年4月1日時点で営業している。
- 資本金または出資の総額が5,000万円以下である。
- 客席面積が100㎡以下である。

※届け出用紙は、県のホームページ(国保・健康増進課)からダウンロードできます。必要事項を記入の上、県南保健所地域保健課へ届け出てください。

長崎県 既存特定飲食提供施設 検索

国民健康保険の医療費の状況

令和元年
9月分

件数	全体の医療費	市が払ったお金	個人が払ったお金	他の制度が払ったお金
23,213件	568,893,775円	415,018,675円	144,418,462円	9,456,638円

保険年金課 ☎73-6641

安価なジェネリック医薬品を利用しましょう！(医師や薬剤師にご相談ください)